

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年6月28日(月) No.430

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

月次支援金、協力金、国保の相談も民商へ！！

「月次支援金」学習会 開催

5月末に終了した「一時支援金」に続いて、6月16日から「月次支援金」申請が始まりました。

北部民商では、21日(月)19時30分より、「月次支援金」学習会を開催し、7名が参加。講師は、事務局が務め、制度の概要や、申請に必要な書類等について説明を行いました。対象は①緊急事態宣言または、まん延防止措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること②緊急事態宣言またはまん延防止措置が



実施された影響を受けて、月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること③条件を満たす事業者。説明を聞いた参加者からは「そもそも売上が少ないと給付も少ないから、申請するメリットあるかな」「準備がなかなか大変だね」と感想が。また、一時支援金を受給した人は、月次支援金申請の際に事前確認は必要なく、必要情報の入力と、対象月の売上帳を添付するだけ、とされています。が、5月26日以降に申請した方々が、いまだに「審査中」となっており、「遅い」「大丈夫なのか」と不安の声が上がっています。

国民健康保険料納入通知が来たらチェックを!

保険料納入通知書と一緒に「！」マークのついた「国民健康保険料の軽減制度のご案内」チラシと「国民健康保険料減免申請書(特別軽減用)」が同封されてきた世帯は、申請すれば必ず保険料が減免され、一人2000円必ず保険料が下がります。この、特別軽減は、国保加入者の2人に1人が該当しているのに、窓口での申請が必要とされ、該当する方の3割しか減免されていませんでした。民商も参加する「国保を良くする市民の会」で毎年、名古屋市に対して自動減免するよう、求めてきました。同時に、窓口に行けない事情のある市民のことを考慮し、郵送での申請を認めるよう、要望。窓口の職員からは「減免対象と分かっているのに、窓口に来てもらうと、役所も混雑するし、業務が増える。職員の立場としても、郵送を認めてほしい」との意見が聞かれました。交渉の成果もあり昨年から、郵送申請が可能に。今年も、該当する方は、積極的に申請しましょう。

また、所得が激減した方への減免は【所得激減減免】と

【コロナウィルス感染症による収入減】の2種類があります。相談のある方は、民商へご連絡ください。

令和3年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内			
あなたの世帯は、下記①の「保険料の軽減」に該当している世帯です。 お住まいの区の区役所保険課または支所区民福祉課保険係に 期限(最後の納付月の末日、例:令和4年3月31日)までに申請していただくことで保険料が軽減されます。 ※期限までに申請できない事情がある場合は、期限までに区役所保険課または支所区民福祉課保険係にご相談ください。 ※令和3年度の申請は、再度申請する必要はありません。 ※また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。			
★世帯単位で判定する軽減制度			
	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
①特別軽減	「保険料の軽減」に該当している世帯 ※「保険料の軽減」につきましては裏面をご覧ください	被保険者1人につき 年間2,000円 (毎月166円67角)	保証証
②2割減免	「保険料の軽減」が適用されていない世帯で、 令和2年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者の数)」以下 (※)1人世帯: 66万円+(35万円×1人)=101万円以下	所得割額の2割	保証証
③所得減免	以下の条件すべてを満たす世帯 ・令和2年中の所得が1,000万円以下の世帯 ・申請月の属する年の所得が274万円以下の世帯 ・申請月の属する年の所得が274万円以下の世帯 ・所得が274万円以下の世帯	所得割額の3割から7割	・申請月の属する年の所得 ・世帯主と被保険者の収入がわかる資料 (給与明細、年金など) ・保証証
④事業の休止・廃止	事業を休止・廃止したことにより、申請月の属する年の所得が激減する世帯	保険料額の7割	・収入明細書 または 確定申告書 ・保証証
⑤災害減免	災害により、居住する世帯に全壊(全壊)、半壊(半壊)、床上水没の被害を受けた世帯	災害発生月から6か月以内の保険料額の全額または半額	・収入明細書 または 確定申告書 ・保証証
★個人単位で判定する軽減制度			
	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑥3割減免(障害・ひとり親・高齢者)	令和2年12月31日現在、障害者の方(障害者手帳・介護手帳の交付を受けている方)または ひとり親・高齢者のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該被保険者の令和2年中の所得が136万円以下である ・「保険料の軽減」の適用が2割の軽減が適用されている世帯に属している	当該被保険者の所得割額の3割	・障害者の方は 障害者手帳・介護手帳など ・ひとり親の方は ひとり親世帯 ・高齢者は 高齢者手帳など ・保証証
⑦3割減免(高齢者)	令和2年12月31日現在、65歳以上の方 ・当該被保険者の令和2年中の所得が45万円以下である ・「保険料の軽減」の適用が2割の軽減が適用されている世帯に属している	当該被保険者の所得割額の2割	・保証証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する軽減制度については、後述のチラシをご覧ください。
※なお、被保険者の被保険者が令和2年度に所得割額の適用を受けたことにより、その被保険者が国民健康保険に加入する時に65歳以上である方、住所地等に入っている方が対象の軽減も適用されます。
※国による減免申請については、名古屋市公式ウェブサイト「<https://www.city.nagoya.jp/>」

源泉所得税半年分(1月～6月)の納付期限は7月10日(今年は7月12日)

給与支払の際の預かり金である源泉所得税について、納期の特例を選択している方は、1月から6月までの半年分を、7月10日までに納めることになっています。今年は、10日が土曜日のため、12日が期限。納付を忘れてしまうと、不納付加算税(納付しなければならぬ源泉所得税の10%、税務署から指摘される前に自主的に納付した場合5%、計算結果5000円未満の場合は免除)が課せられることがあるので注意が必要です。

<事務所での実務相談> **7月5日(月)・6日(火) 13時30分～16時** (事前に予約してください)